

枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会規約

令和5年12月1日制定

（協議会の設置）

第1条 可燃ごみ広域処理施設及び東部清掃工場焼却施設の管理運営に関する事務の共同処理に向け、枚方京田辺環境施設組合理約（以下「組合理約」という。）の変更、その他必要事項について地方自治法第286条第1項の規定による協議及び枚方市・京田辺市可燃ごみの広域処理に関する基本協定書に基づく協議を行うことを目的として、枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成市）

第2条 協議会は、大阪府枚方市及び京都府京田辺市をもって構成する。

（役割）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 共同処理する事務の変更及び組合理約の変更に関すること。
- (2) その他可燃ごみの広域処理に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市長
- (2) 両市の廃棄物の処理及び清掃に関する事務の担当副市長
- (3) 両市の廃棄物の処理及び清掃に関する事務の担当部長
- (4) その他協議会が必要と認める者

（事務局）

第5条 協議会の事務を処理するため、事務局を置き、その処務を両市の可燃ごみの広域処理推進に関する事務の担当課が行う。

（解散）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、解散するものとする。

- (1) 組合理約の変更申請に係る総務大臣の許可があったとき。
- (2) 協議会を解散することについて委員が合意したとき。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員が協議して決定する。

附 則

この規約は、令和5年12月1日から施行する。